

不動産鑑定業者 変更登録(法人の場合)

【手数料】なし

【提出時期】変更があったとき遅延なく

【提出部数】正本1、副本1

【提出場所】〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(本庁舎5階)

福島県企画調整部復興・総合計画課

【問合せ先】024-521-7123

【提出書類】以下のとおり

	届出書類／届出事項	商号の変更		主たる事務所			従たる事務所		代表者		役員		専任鑑定士		代表者・役員氏名変更	根拠法令	備考
		移転	新設	移転	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任					
申請書様式	不動産鑑定業者変更登録申請書(別記様式第九)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法第27条 1・2項	
添付書類	新たに就任した者が法第25条1～5号に該当しないことを誓約する書面						○			○							
	第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面(専任不動産鑑定士の発令書、辞令、任命書等)						○						○				申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要(※申請者自身が専任鑑定士を兼任している場合は不要)
	新たに就任する者の略歴書						○	※		○	※						※別の役員名で留まる場合は添付必要
	専任不動産鑑定士の略歴書						○						○				
	登記事項証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	(国土交通大臣登録に準じる)	現在事項全部(一部)証明書、場合により、履歴事項全部(一部)証明書(枚数が10枚まではいずれも1000円) ●代表者、役員の就任のみの場合は、現在事項一部証明書(役員に関する事項のみでよい) ●代表者、役員の退任を含む場合は、履歴事項一部証明書(役員に関する事項のみでよい) ※概ね3か月以内に発行されたもの ※写しの場合は代表者による原本証明が必要
	住民票抄本														○		戸籍抄本
	案内図		○	○	○												事務所の新設および所在地が変更になったとき